第10次犬山市高齢者福祉計画・第9次犬山市介護保険事業計画について

【計画のポイント】

高齢者福祉計画

老人福祉法に基づく計画で、これまでの取り組みの評価や令和4年度に実施 したアンケートの結果、国の指針(現時点で未発出)などから、今後の犬山市の 高齢者福祉施策の方向性を定める。

介護保険事業計画

介護保険法に基づく計画で、主に令和3年度と4年度の実績などから、今後の 要介護(要支援)認定者数や介護給付費などを見込み、令和6年度から8年度ま での3年間の介護保険料を決定する。

≪根拠法令≫老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条

「高齢者保健福祉計画」(法律上は「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体の ものとして策定することで、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することを目指 す。

【計画の期間】

「介護保険事業計画」を、介護保険法の規定により3年を1期として定める必要があることから、次期計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

